

# 令和2年度提案公募型緑づくり活動支援事業 募集要項

## 1 趣旨

「森林・緑は県民みんなの財産」という意識の醸成を図るとともに、県民協働のもと地域に密着した特色ある森林づくりや緑づくり、県産材の利用を促進することを目的として、県民のみなさんが自ら企画立案し実行する森林づくりや緑化活動等を支援します。

## 2 主催

公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）

## 3 応募資格

(1) 応募者は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する団体とします。

- ① 佐賀県内で継続的に活動しているCSO等（ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、子どもクラブ、企業ボランティア、NPO等の市民社会組織や企業）であること。なお、法人格の有無は問いません。
- ② 自ら企画した活動を佐賀県内で実施できる団体であること。
- ③ 明朗な会計及び経理を実施し、報告できる団体であること。
- ④ 本支援事業において、活動内容の公表に異議がないこと。

(2) 応募者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない団体とします。

- ① 暴力団またはその構成員の統制下にある団体
- ② その他、本支援事業の適正な実施ができないと認められる団体

## 4 募集の対象となる活動

(1) 募集する活動は、CSO等による自主的な活動であり、かつ、広く県民が参加できる公益的な活動であり、次の各号のいずれかに該当するものとします。また、事業採択決定日以降に着手し、令和3年3月15日までに完了するものとします。

活動区分	取組例
①森や緑を育てる活動	広葉樹の植栽、人工林の枝打ち・間伐・除伐、侵入竹の除去など
②木をつかう活動	県内産の間伐材を利用した木工教室等の開催など
③その他の活動	県内の森づくりや緑化の推進に効果があると認められる活動

(2) 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する活動は対象外とします。

- ① 営利を目的とするもの
- ② 施設や機器の購入を主たる目的とするもの
- ③ 事業の内容及び効果が特定の個人や事業者に寄与するもの
- ④ 国または県の他の補助や他からの委託を受けるもの
- ⑤ 政治または宗教を目的としたもの
- ⑥ その他、本支援事業の活動内容として不相当と認められるもの

## 5 助成の対象となる経費

助成対象経費は下表のとおりとし、1団体当たり上限80万円とします。

費 目	経 費 の 内 容	
報 償 費	活動に必要な外部講師や指導者への謝金	
旅 費	活動に必要な外部講師や指導者の旅費及び打合せに要する旅費	
需 用 費	印刷製本費	活動に直接必要な資料の印刷代、写真現像代等
	消 耗 品 費	活動に直接必要な肥料、燃料費、刈払機替刃、事務用品等の購入費
役 務 費	参加者の傷害保険料、活動に必要な資料郵送に要する通信運搬費	
使用料及び賃借料	活動に必要な自動車・会議室等の使用料、チェーンソーや刈払機等の賃借料	
原材料費	活動に必要な苗木、支柱、木材、標柱等の資材購入費	
そ の 他	上記以外で、必要と認められる経費 ※ 地拵えなどの特殊な技術を要する作業等の外部委託料及び工事請負費で、総事業費の1/2以内	

注1) 外部講師や指導者は、原則として佐賀県親林交流指導員（基金認定）を活用するものとする。

注2) 報償費及び旅費の合計額は、助成対象経費の合計額の15%以内とする。ただし、「その他の活動」は除く。

注3) チェーンソーや刈払機の賃借料はリース会社等の借り上げに限る。（個人所有は対象外）

注4) 「森や緑を育てる活動」については、事業実施場所に基金の助成による事業であることを明示する標柱もしくは看板等を設置し、本支援事業のPRに努めること。

注5) 対象外となる経費…参加者に対する謝金及び旅費等、土地の購入費または借上料、食糧費など。

注6) 予算の都合上、審査において助成対象経費等を調整させていただく場合があります。また、助成金の合計額は千円単位とします（千円未満の端数は切り捨て）。

## 6 募集期間及び応募方法

下記の必要書類を令和2年2月3日(月)から3月13日(金)までに基金事務局まで持参または郵送にて1部提出してください（期間内必着）。

なお、提出された書類は原則として返却いたしません。

- 応募企画書一式（様式第1号、別表1-1、別表1-2、別表1-3）
- 事業実施場所の位置図及び状況写真
- その他、土地使用承諾書や団体の概要がわかる資料など

## 7 審査及び採択の決定

(1) 基金に設置の緑の募金運営協議会において採択する事業を決定します。

なお、この公募は、当法人の令和2年度予算(2月上旬頃決定)の成立を前提に行っているもので、成立した予算の内容に応じ、事業内容の変更や中止となる場合があります。

また、予算の都合上、審査において助成対象経費等を調整させていただく場合があります。

(2) 令和2年4月中旬頃に基金事務局から応募者あて郵送にて採択結果等を通知します。

また、採択された事業については、基金のホームページ等で公開します。

## 8 提出先・お問合せ先

公益財団法人さが緑の基金 事務局（担当：田崎、大神）

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59（佐賀県森林整備課内）

TEL:0952-20-2124 FAX:0952-25-7312 E-mail:midori-jimukyoku001@beach.ocn.ne.jp

URL: <http://www.sagamidorinokikin.com/> (←応募企画書の様式をダウンロードできます。)